

代理人による印鑑登録の手続きについて

●代理人によって印鑑登録を行う場合は、**登録申請者**、**代理人**が必要です。

・**登録申請者**: 印鑑登録をする人。

(条件) 澁川市の住民基本台帳に記録されている人。
ただし、15歳未満の人および成年被後見人は除きます。

・**代理人**: 申請者の代わりに市民課の窓口等で手続きを行う人。

・**代筆者**: 登録申請者が自署できない場合代筆する人。

(代理人とは兼ねられません。)

・代筆をする場合、自署ができない理由を記入して代理人とは別の人が代筆をしてください。

◎ 申請から登録までの流れ

I. 代理人来庁1度目

1. **印鑑登録申請書** **代理人選任届** を受け取る。

2. 上記の書類を持ち帰り、**登録申請者**、**代理人**が上記の書類に必要な事項を記入、押印する。

※**ご本人の意思能力の有無**について、関係機関に状況確認をさせていただく場合があります。

II. 代理人来庁2度目

3. **代理人**が**登録する印鑑** **印鑑登録申請書** **代理人選任届** を持参する。

4. **照会回答書**(市から**登録申請者**本人宛(住所登録地)に郵送)を受け取る。

5. **照会回答書**に**登録申請者**が必要事項を記入、押印する。

III. 代理人来庁3度目 (来庁2度目と同じ窓口に来てください。)

6. **代理人**が**照会回答書**と**登録する印鑑**及び**登録申請者**、**代理人**それぞれの**本人確認書類** (保険証、免許証など) を持参する。

7. 印鑑登録証受領欄に**代理人**氏名を記入する。

手続き終了→代理人に印鑑登録証をお渡しします。

同時に印鑑登録証明書を取ることも可能です。